



# 登戸まちづくり

No.104

編集・発行

川崎市登戸区画整理事務所

〒214-0014

川崎市多摩区登戸2202番地1

電話044（933）8511

FAX044（934）3881

## 津久井道デザインマンホールが完成！！

### 受賞者の表彰式と多摩区役所展示を行いました！



デザインマンホールの設置位置



表彰式での記念撮影



展示を眺める市民

■受賞者の表彰式を開催

多摩区民投票で選ばれた最優秀作品のデザインマンホール製作が完了し、本年7月10日に、登戸区画整理事務所で表彰式を行いました。表彰式ではまちづくり局長から受賞者へ表彰状をお渡しし、受賞者からは、「区画整理事業でまちが一新していくが、歴史を継承していくことは重要。この取組に関わった多くの人達にとって、まちを知るきっかけになり、登戸のまちへの愛着につながっていったら嬉しい。」とコメントをいただきました。

■多摩区役所で実物展示

道路に設置される前に、多くの方にマンホールを見ていただくため、本年7月12日から26日まで、多摩区役所1階アトリウムに、実物のデザインマンホールやこれまでの取組パネルを展示しました。マンホールの前で撮影する市民からは「多摩区でもこんな素敵なデザインのマンホールが設置されるなんてとても嬉しい」などの感想をいただきました。

#### ■デザインマンホールの設置

本年8月中を目途に、既存マンホール8か所について、最優秀作品のカラー版1か所、通常版7か所をデザインマンホールに更新する工事を行います。今後につきましては、多摩区観光協会によるガイドブックへの掲載や、観光ガイドによるウォーキングツアーでの紹介等を通じて、歴史文化を伝える取組として活用していきます。

登戸で親しまれてきた歴史資源を未来に継承し、地域への愛着を醸成する取組の1つとして、沿道の既存マンホールを津久井道の歴史が感じられるデザインに更新するため、ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングによる寄付金の御支援をいただくと共に、本市初の取組として行ったマンホールデザイン案の公募、多摩区民投票によるマンホールデザインの選定などについて、多くの皆様と一緒に取り組んできました。



区役所に展示した実物マンホール

### 登戸1号街区公園が完成！オープンしました！！

向ヶ丘遊園駅西側の二ヶ領用水沿いの登戸1号街区公園が本年6月28日に供用開始しました。

整備にあたっては、市と地域の皆様と話し合いを重ねながら、公園レイアウトの検討を進めてきました。

この公園では、「安心して子供が遊べる」「持続可能な管理運営」「多世代が利用できる」などをコンセプトとしています。

具体的には、幼児遊具ゾーンを配置するとともに、障害の有無や年齢に関係なくみんな一緒に遊べるインクルーシブなプランコも市内街区公園で初めて設置しました。多目的に利用できる広場・健康器具を設置し、地域も利用者が安心のルール作りなどを行っています。また地域の歴史文化を伝える取組としては、歴史案内板の設置や、川崎市地域文化財である旧小泉橋の桁石・親柱の展示、小泉橋の石材を活用した園路の設置などを行いました。

みんなが気持ちよく使えるようルールやマナーを守った利用をお願いします。



▲インクルーシブ遊具



▲二ヶ領本川に掛かっていた小泉橋の石材と歴史案内板

### 登戸区画整理事務所が移転します

現在の事務所所在地が街区公園の予定地であり、今年度、公園整備に着手するため移転します。

#### 一所在地

（現在）多摩区登戸2202番地1（移転先）多摩区登戸1891番地1（第3井出ビル4階）

#### 二移転スケジュール

8月30日（金）現事務所での執務終了  
9月2日（月）新事務所での執務開始

#### 三その他

電話番号の変更はありません。

詳細は、市ホームページの登戸土地区画整理事業のページを参照ください。



▲新事務所外観

## 事業に関するお知らせ

### ● 出来形確認測量を実施しています

仮換地の境界点を点検・確認するための出来形確認測量を実施しています。測量作業の際、皆様の敷地に立ち入らせていただく必要があります。対象の方には事前にお知らせした上で作業を進めていきますので、ご理解・協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

### ● 事業地区内の町名・新住所について

本年1月15日から2月5日まで実施した「町名アンケート」の結果を踏まえ、「登戸土地区画整理事業地区住所変更検討委員会」において、町名案を「登戸〇丁目（登戸1〜3丁目）に決定いたしました。

今後のスケジュールは次のとおりです。

令和6年秋以降 市議会の議決を経て町名決定

令和7年 換地計画（案）にて地番を整理

令和8年以降 換地処分公告翌日から、新住所の利用開始

### ● 清算金の徴収・交付について

土地区画整理事業において、区画整理前の「従前の土地」と区画整理後の「換地」との間に生じる不均衡を是正するための清算金は、換地計画で定められ、換地処分公告の翌日に金額が確定するもので、その後に徴収・交付の手続を行います。

換地処分公告の日に登記されている土地所有者や施行者（川崎市）に届け出られている借地権者等の方が、清算金の対象者となります。また、従前の土地が私道などの換地を定めない土地の所有者の方については、清算金の交付が生じる場合があります。

本年秋頃に改めて土地の権利者の皆様に清算金制度の概要や、清算金の目安となる地積を記載した「仮換地明細書」の交付に関するご案内を送付させていただきますのでご確認ください。

もし土地所有者や借地権者の方が亡くなられている場合は相続人の方が対象者となりますので、【換地担当】にお知らせください。

## 土地の分筆、権利の変動（相続・売買等）、建築行為に係る手続等について

### ● 土地の分筆等について

登戸土地区画整理事業地区内の土地について、分筆又は合筆、地目変更をされる方は、当事業の換地設計と照合させる必要がありますので、事前に【換地担当】にお知らせください。

### ● 権利の変動について

登戸土地区画整理事業地区内の土地について、相続や売買等により、所有権や借地権などの権利の変動がある場合は【換地担当】にお知らせください。必要な手続等をご案内します。

なお、令和6年4月1日から相続（遺言による場合を含みます。）によって不動産を取得した相続人は、相続登記の申請をしなければならぬことになりました。詳しくは、法務省のホームページをご確認ください。

### ● 建築行為等の許可について

登戸土地区画整理事業地区内は、事業を円滑に推進するため、土地区画整理法第76条に定める建築行為等の制限を行っています。

### 建築行為等の制限の内容

- 一 土地の形質の変更（土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状及び地質の変更）
- 二 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築
- 三 政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積

これらの行為は原則として許可が必要になりますので、建築行為等を計画されている方は、事前に【企画担当】にご相談ください。

### ● 業者等からの仮換地情報などの問合せについて

当事務所では、権利者の同意等を得ていない場合、第三者に対して仮換地情報などの提供は行いません。当事務所が業者等に仮換地情報などを提供する場合、は、権利者の同意文書（委任状）が必要となりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

## 無料専門相談について（予約制）

| 相 談                                         | 相 談 日     | 予 約 締 切 日 |
|---------------------------------------------|-----------|-----------|
|                                             | 9月13日（金）  | 9月6日（金）   |
| 無 料 法 律 相 談<br>【相談員】<br>藤田 勝氏<br>（弁護士）      | 10月8日（火）  | 10月1日（火）  |
|                                             | 11月12日（火） | 11月5日（火）  |
|                                             | 12月17日（火） | 12月10日（火） |
|                                             | 2月4日（火）   | 1月28日（火）  |
|                                             | 3月11日（火）  | 3月4日（火）   |
| 無 料 不 動 産 相 談<br>【相談員】<br>石田 茂氏<br>（不動産鑑定士） | 9月11日（水）  | 9月4日（水）   |
|                                             | 10月9日（水）  | 10月2日（水）  |
|                                             | 11月13日（水） | 11月6日（水）  |
|                                             | 12月11日（水） | 12月4日（水）  |
|                                             | 2月12日（水）  | 2月5日（水）   |
| 無 料 財 務 相 談<br>【相談員】<br>福田 一弘氏<br>（税理士）     | 3月12日（水）  | 3月5日（水）   |
|                                             | 9月12日（木）  | 9月5日（木）   |
|                                             | 10月10日（木） | 10月3日（木）  |
|                                             | 11月14日（木） | 11月7日（木）  |
|                                             | 12月12日（木） | 12月5日（木）  |
|                                             | 2月6日（木）   | 1月30日（木）  |
|                                             | 3月13日（木）  | 3月6日（木）   |

【場所】：登戸区画整理事務所 【時間】：午後1時30分～午後4時

登戸区画整理事務所では、専門家による次の無料相談を月に1回（1月及び8月を除く。）実施しています。  
相談を希望される方は、相談日を確認の上、事前に予約してください。  
なお、予約は相談日の1週間前までとなりますので、注意してください。

### 川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所

電話 044-93318511（代表）

- 無料相談、まちづくり推進協議会・・・【庶務担当】93318511
- 事業計画、建築行為等の許可・・・【企画担当】93318512
- 仮換地指定、権利変動・・・【換地担当】93318571
- 建物等移転補償・・・【補償担当】93318580
- 道路及び宅地工事・・・【工事担当】93318581



（※）登戸土地区画整理事業ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/54-12-2-7-1-0-0-0-0-0.html>